

マイナンバーカード保険証確認について(マイナ保険証)

当院では、2023年7月1日よりマイナ保険証を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始しております。

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局窓口でマイナンバーカードのICチップにある電子証明書、または健康保険証の記号番号等により、医療保険の資格情報や限度額区分が確認できる仕組みです。

オンライン資格確認システムを用いて、患者ご本人が同意された場合、当院医師が診療情報、薬剤情報、特定健診情報の閲覧が可能となるため、それらの情報に基づいた診療を行うことができます。

●マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に健康保険証利用の申込みが必要です。

※必ずご自身で手続きを行ってください。利用登録は以下の場所でできます。

- ①医療機関、薬局の受付カードリーダーで行う。(当院窓口にある端末でも可能です。)
- ②「マイナポータル」で行う。
- ③セブン銀行ATMから行う。

●マイナ保険証での資格確認は1番窓口にて実施しております。(時間外につきましては、時間外受付にて実施しております。)

●各種公費受給者証には対応しておりませんので、受給対象の方は、今まで通り紙の受給者証のご提示をお願いいたします。

●従来どおり健康保険証を使った対応も可能です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用、申し込みについては以下をご覧ください。

[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

[マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル \(myrna.go.jp\)](#)

**マイナ受付
対応しています**
医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを提示するだけで、
それが「マイナ受付」です。

**マイナンバーカードが
保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

- ① 医療機関や薬局で、マイナンバーカードを提示するだけで、保険証の代わりに使えます。
- ② マイナンバーカードを提示するだけで、マイナ受付が利用できます。
- ③ マイナンバーカードを提示するだけで、マイナポイントが利用できます。

このスクリーンが印刷！
マイナ受付

詳細は医療機関または薬局でご確認ください。
詳しくは、マイナポータル

**受診の際は、
マイナンバーカードを。**

あなたのマイナンバーカードをお持ちください。これだけで、
病状情報や処方された薬の情報などを知られるので、
医師もあなたの情報に基づいた診療が行えます。

厚生労働省